

平成30年度 第2回安城市都市計画審議会議事録

日 時：平成30年9月11日（火）午後3時～

場 所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

1 市長あいさつ

【神谷市長】

皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、平成30年度第2回安城市都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、昨年度から2カ年にわたり、第三次安城市都市計画マスタープランを御審議いただきました。いよいよ本日で策定における審議は最後となりまして、今後は、市議会の承認をいただかなければならないわけでありますけれども、私ども誠意を尽くして審議会の答申の内容をお伝え申し上げ、新しいプランをスタートさせたいと考えております。今日に至るまで、委員の皆様の熱心な御審議と、貴重な御意見、御提言を賜りましたことに、心より感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

今後、第三次都市計画マスタープランの諸施策の推進に当たりましても、引き続き審議会委員の皆様方のお力添えをお願い申し上げます。

さて、本市の最近の都市づくりに関する話題としましては、先月の27日、アンフォーレのホールにて、自転車を活用したまちづくりシンポジウムを開催したことが挙げられます。近年、自転車活用推進法が施行されたことにより、自転車を活用したまちづくりを進めようとする機運が全国的に高まりつつありまして、昨年、愛媛県今治市長さんより、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会の設立の相談が持ちかけられ、今年11月の設立総会の開催が決まっております。

こうした全国的な動きに先立つ形で、東海4県の参加希望市町村を対象としたシンポジウムを開催し、各自治体での自転車活用の理解を深める場を設けたものであります。当日は、国土交通省の道路局参事官がお越しくございまして、自転車活用推進計画について講演されたほか、本市のレンタサイクル事業や、自転車道整備についてなど、各種の取り組みを紹介いたしまして、情報交換を図ることができました。

今後も本市は、積極的に自転車活用のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本日も委員の皆様からの御意見をいただきながら、より良い形で、第三次安城市都市計画マスタープランの策定を締めくくりたいと思っておりますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2 議題 (1) 第三次安城市都市計画マスタープラン(案)について

【石川副会長】

それでは、ただいまより、平成30年度、第2回安城市都市計画審議会を始めさせていただきますと思います。

安城市都市計画審議会運営規則第10条第1項に基づき、議事録の署名者の委員の指名をさせていただきますと存じます。本日の議事録の署名委員は、榊原喜榮子委員、畔柳尚悟委員のお2人をお願いをしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題「第三次都市計画マスタープラン(案)策定について」説明をいただきたいと思えます。

第三次都市計画マスタープランは、都市計画審議会で、これまで審議を進めて今日で5回目となります。先ほど市長さんの話にありましたように、2カ年かけての審議でございます。これを振り返りますと、審議会の皆様の活発な御意見、そしてその意見の1人1人のついでのコメント、そしてパブリックコメントも骨子案と原案の2回に分けて実施していただいております。かなり事務局の皆様方も苦心されたのではないかなと思っております。といいますのも、全員の方から、それぞれの立場で、しっかりした御意見を頂戴いたしました。それについて、はじめはこういうことでしたが、どうでしたでしょうかというようなことを、また改めて次の審議会でお聞きをしました。そういうことを重ねてまいりまして、全ての方々からそれぞれ3回半ぐらい御意見をいただきました。ご審議についても本当に長く時間をかけており、最長2時間半ぐらいやったこともあると思えます。委員各位の御協力によって、このことができたということを今、振り返ってみております。

今回の審議会については、これまでの都市計画審議会で議論したものをまとめた第三次安城市都市計画マスタープランの原案でございます。これまでも、パブリックコメントをいただいたわけでございます。審議は前回で一応終わっておりますけれども、せっかくの機会でもありますので、他にご意見があれば後ほどお伺いしようと考えています。5年に一度の見直しということでもございますので、各部署でいろんな情報を共有していただきながら、そういうことも参考にしていきたいということでございます。

この審議会での調査審議については、お休みされる場合であっても御意見は事務局へ文書提出いただくこととし、皆さんの御協力もいただいて今日まで至っております。

本当に、この場をお借りして、改めてお礼を申し上げたいと思えます。本当にありがとうございました。

それでは、事務局よりの説明をお願いしたいと思います。

【都市計画課長】

都市計画課長の水野でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、第三次安城市都市計画マスタープラン(案)につきまして、お手元に配布させていただきました別紙1、2に基づき、説明をさせていただきます。資料がない方はお

申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員の皆さんにおかれましては約1年半にわたり、計画策定に向け熱心に御協議をいただきました。

昨年の12月15日より、30日間で骨子案のパブリックコメントを行い、本年7月2日より31日までの期間で、原案のパブリックコメントを行いました。その原案のパブリックコメントの結果がまとまりましたので、報告及び計画案について御説明いたします。

最初に、これまでの第三次安城市都市計画マスタープラン策定に関する協議状況等を振り返ります。

昨年度の8月23日に第三次安城市都市計画マスタープラン（案）の作成に関して本審議会に諮問いたしました。その際に、本調査審議に関する臨時委員としまして、日本福祉大学の吉村委員、市民公募委員として応募いただきました石川昌子委員、畔柳委員これら委員に御参加をいただいております。また副会長でございます石川博委員には、会の取り回しをいただきながら審議を重ねてまいりました。

まず、8月23日に第1回の審議としまして、都市計画の主要課題と目標骨子について御審議いただきました。ここでは計画を立案するための基礎的な調査を重ね、本市の強みを伸ばし、弱みを克服する基本的な考え方を整理しつつ、都市計画の主要課題と目標骨子について整理いたしました。

次に、11月20日の第2回の審議では、全体構想の策定について御審議いただきました。ここでは先に御議論いただきました、都市計画の主要課題と目標骨子をベースに、都市づくりの全体構想（骨子）を立案いたしました。この中では、吉村委員から、都市づくりにおけるめりはりを意識すべきである、畔柳委員からは、広域拠点として三河安城駅の重要性について御意見いただき計画に反映させていただきました。

その後、12月15日から1カ月間、骨子案に対するパブリックコメントを実施し、4人、5件の御意見をいただいております。

そして、1回目のパブリックコメント後となります2月19日に、第3回目の審議としまして、地域別構想の策定について御審議いただきました。ここでは、骨子案のパブリックコメントの対応方針を御協議いただきましたほか、全体構想を支える地域別構想を立案いたしました。

そして、今年度の6月11日に第4回目の審議としまして、第三次安城市都市計画マスタープラン原案について、御審議をいただいております。ここでは、これまでの審議内容、原案として取りまとめるほか、これまでの計画にはない、計画の運用について整理をいたしました。

本日の審議会では、原案の策定を受けて第2回目のパブリックコメントを、7月2日から30日間実施いたしました第三次安城市都市計画マスタープランの原案へのパブリックコメントの、結果と対応方針について御協議をいただき、その結果をもって本計画の答申をいただきたいと思っております。

それでは、原案のパブリックコメントの実施結果と対応方針について御説明いたします。

お手元の別紙1をご覧ください。

資料にございますとおり、3名から計6件の御意見をいただきました。意見の内容につきましては、産業系拡大市街地圏域にかかわるものが2件、立地適正化計画や協創などの内容に関する感想が3件、そして、他の事業に関わるものが1件ございました。

まず、左側の番号1及び2の、産業系拡大市街地圏域に関することについての御意見を読み上げます。

「先日、商工会議所の方がみえていろいろと情報交換しました。そして当社の希望としては、北部に工業団地が欲しいとお願いしてきました。今回、改正を計画している都市計画のプランでは、北部に産業系拡大市街地圏域の指定がないとのことでした。この指定がある地域なら、確率が少ないかもしれませんが、工業団地ができる可能性もないことはないのです。また、先端産業以外でも進出が可能とのこと。安城市の南部には工業団地がありますが、当社では従業員のことを考えると、とても南部へは進出できません。近くの中小企業の社長さん数名にも話をしましたが、私と同様な意見です。また知り合いの社長さんは、安城に適切な場所がないため、市外に工場を建設されたそうです。当社は先端産業ではありません。また安城市のものづくりのために、ぜひ北部にも産業系拡大市街地圏域の指定をお願いします。」

という御意見でございます。

同様に、2人目の御意見も読み上げさせていただきます。

「第三次都市計画マスタープランを見せていただき、安城市の将来に期待するものとして提言させていただきます。安城市は県内3位のものづくりの市として、広域交通基盤を活かし、そして今後に向けての閉塞感打破に、ぜひ北部地域で産業系拡大市街地圏域確保を提言します。そもそも、南部を中心に工業用地を拡大する中で、近年では知っているだけでも、金星工業、アピックスが市外に転出しています。また、浅賀井製作所のように、市内に工場を作りたかったのに場所がないということで、市外に工場を建設してきています。さらに、会社の社長さんに話を聞きますと、今の場所は、建設当時は周囲に住宅がなく操業しやすかったけれども、今は住宅街になってしまい騒音などで大変創業しにくく、また規模を拡大したくてもできない状況です。そして、外に出たくても場所がないので、止む無く現状での操業となっています。特に北部では、産業系拡大市街地圏域がないので、そこへ進出できない状況です。また、北部の企業の社長さんの話ですが、自転車通勤のパートさんが多く、とても南部の産業系拡大市街地圏域は移転できないという声を聞きます。近隣市では、工業団地をつくる動きが出ています。今のままでは、北部に工業団地、そして住宅街の企業が進出できる可能性は、ゼロに等しくなっています。安城市も、御多分に漏れず高齢化社会がやってきて、全体の予算の多くを占める状況となってきています。これからの住民の福祉を守るためにも、税収を増やしていくマスタープランにするべきでは

ないでしょうか。以上により、北部への産業系拡大市街地圏域の位置づけをお願いします。」

この2つの産業系拡大市街地圏域に関する御意見についての、市の考え方でございますが、第三次安城市都市計画マスタープランは、第8次安城市総合計画に即して定めるものになります。したがって、産業系拡大市街地圏域についても、第8次安城市総合計画の土地利用構想における産業ゾーンに即した設定となります。

なお、本計画は5年に一度見直しを実施していくこととなるため、今回位置づけた産業系拡大市街地圏域についても、今後の総合計画の方向性と整合を図りながら、必要に応じて見直しを図ってまいります、としております。

御指摘の件は、今説明いたしました市の考え方にに基づき、計画は従前のままとさせていただきます。

続きまして3つ目でございます。立地適正化計画に関します御意見を読み上げます。

「他市では、立地適正化計画と都市計画マスタープランを、別で策定されているところが多かったと感じています。刈谷市や知立市などで確認すると、どちらもどの市も同じような計画で、違いが期間だけなのかなと感じています。似たような計画は混乱するだけなので、安城市ではどうつくっていくことになるのかなと思っていたところ、目的が同じだということで一つの計画としてつくっていると感じ、計画のわかりやすさに配慮されているのかなと思いました。」

これに対しまして、この立地適正化計画に関する御意見につきましては、都市づくりにおける大局的な御意見をいただき、また、本市の取り組みに御賛同いただいたものと捉えさせていただきます。誠にありがとうございます。最終的な計画書の策定に向け、より一層わかりやすさに努め、文章表現についても、できる限りわかりやすくなるよう努めさせていただきます。

それでは、4つ目の協創に関します御意見を読み上げさせていただきます。

「キョウソウという、競争のことをイメージしてしまいましたが、市民協働みたいな考え方なんだなって感じました。競うことも大切ですが、これからは一緒に何かをつくる、つかうということは大切だと思いました。具体的に何を進めていくのか、みんなで一緒に考えていく機会が今後あるとよいなと感じました。」

この、協創に関します御意見につきましては、都市づくりにおける大局的な御意見をいただき、また、本市の取り組みに御賛同いただいたものと捉えております。誠にありがとうございます。本計画策定後、市民とともに作り、つかう協創のまちづくりが実践できるように、産官学が連携した実験的な取り組みなど、積極的に検討研究してまいります。

5つ目でございます。北部新城地域の地域づくりに関します御意見を申し上げます。

「この計画でのお話ではないかもしれませんが、近所の大西公園が改修されると聞きました。子どもと遊ぶ場所として重宝していましたが、改修で滑り台や砂場がなくなると聞きました。できればなくさないでほしかったです。」

この北部新城地域の地域づくりに関する御意見につきましては、本計画は、都市計画の基本的な方針を定めるもので、個別施策や事業を記載するものではございません。いただいたご意見につきましては、都市施設（公園・緑地）の形成方針の具体的施策となるため、今後の公園整備の参考にさせていただくとともに、担当部署へお伝えさせていただきます。

最後に、6つ目になりますが、北部新城地域の地域づくりに関します御意見を申し上げます。

「イトーヨーカドー安城店が、あと数年でなくなるという噂を聞きました。駐車場がマンションになったりしていますが、家から一番近くで、生活する上で欠かせないスーパーです。絶対周囲の人々にとっても必要な施設だと思いますので、代わりになるお店をしっかりと誘致していただくようお願いします。」

この、北部新城地域の地域づくりに関します御意見につきましては、まさに本計画によって、まず周知を進めていきたい事項でございます。

商業機能は、マチナカ居住を支えるため、マチナカに維持・確保すべきマチナカ都市機能として定めています。今後も居住が集積する地域に、こうした機能が維持・確保されるとともに、より高密度に居住集積が想定される名鉄新城駅周辺のマチナカ拠点区域においては、コンパクトに集積されるよう誘導に努めます。

以上が、別紙にて今配布しております第三次安城市都市計画マスタープラン（案）を、整理させていただきました。第三次都市計画マスタープラン原案のパブリックコメントの実施結果と対応方針については、以上となります。

【石川副会長】

ありがとうございました。説明が終わりました。

ただいまの説明を受けまして、第三次都市計画マスタープラン（案）について、何か御意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

（意見なし）

それでは、ないようでございますので、この案を最終案としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【石川副会長】

はい、ありがとうございます。

異議なしという発言がございましたので、後ほど答申を交付させていただきたいと思えます。

それでは、これをもちまして第三次安城市都市計画マスタープランの審議は終了しますが、先ほど申し上げましたように、せっかくの機会でございます。野田先生に大局的な立場から今回の調査審議について総括をお願いしたいと思います。それでは野田委員、総括を一言お願いします。

【野田委員】

失礼します。

私も長い間、安城市のいろんな計画に声をかけていただいて、やはり安城市の特徴としては、公園ができれば、市民の愛護会ができて、皆さんが自分たちの地域のために、汗を流していただくというようなことが、多々ありました。

今回の、第三次安城市都市計画マスタープラン(案)の策定に当たっては、石川副会長、そして市長からも発言ありましたように、やはり委員の皆さんがそれぞれの立場で意見を出していただいて、それを事務局で調整していただいて、その中で、今回のとおり完成できたということは非常に私も勉強させていただきました。

特に石川副会長の取り回しはとても素晴らしく、私自身も本当に勉強させていただきました。ありがとうございました。

【石川副会長】

はい。ありがとうございました。

私も、26年ぐらい前に、都市計画審議会の委員として御指名をいただいて、第一次マスタープラン、第二次マスタープラン、そして第三次は、このように、議長席に座らせていただいて取り回しをさせていただきました。第四次は、多分お迎えが来るかもしれませんが、難しいかもしれませんが、本当に、今回の第三次安城市都市計画マスタープラン(案)の作成においては皆さんの御協力をいただいたこと、そして事務局の方々の熱心な対応には敬服いたします。本当にありがとうございました。

それでは他にはご意見よろしいでしょうか。はい、岩瀬委員。

【岩瀬委員】

商工会議所の岩瀬です。よろしくお願ひいたします。

私からは、5年後の見直しに向かってぜひ検討していただきたいということ、意見と

して申し上げさせていただきます。意見として申し上げますので、今日この場で、事務局の方から回答は要らないですので、お願いいたします。

内容的には、パブリックコメントで出ている内容とほとんど一緒ですので、初めは細かいことを言っておこうかなと思ったんですが、あまり細かいことを言うことはやめます。

まず、安城市の計画が、総合計画が1番上位にあって、その下に都市計画マスタープランというのがあります。よって、都市計画マスタープランは総合計画を逸脱することはできないということは、私も承知しております。従いまして5年後の見直しについては、場合によっては総合計画の見直しも、関係してくるようになるかと思えます。その内容について、若干発言をさせていただきます。

ちょっと、私も最近読んだのですが、平成28年度に安城市みらい創造研究所の活動報告書というものが出されました。その報告書の中には、今後生産年齢人口の減少と、高齢者層の急激な増加で、将来の安城市の財政構造に影響を与える、ということが言われております。今は順調な財政状況なんですが、すでに転換期を迎えつつあるという、ちょっと喫緊の課題だということが、報告書に書かれております。

その中で、歳入の確保ということで、持続的な歳入確保対策を、早急に進めていくということが言われております。安城市では子育て世代が、安城市外に転出していってしまうというようなことも、今現状あります。そういう人たちが安城市で住み続けてもらうことによって、持続的な税収の確保につながるということが言われています。また企業や商業施設等を新たに誘致することは、雇用や働き手の確保、個人や法人の市民税収入が考えられ、なおかつ固定資産税の確保が期待できると。安城市には25パーセントしかない市街化区域の拡張を議論していかないといけないというようなことが、みらい創造研究所の活動報告書に書かれております。

次回見直しのときは、ぜひ都市計画マスタープランの土地利用の中でも、産業系拡大市街地圏域と、住宅系拡大市街地圏域、それについては今回同様に十分議論をして、今回は前回より少なくなっていますので、次回では、こういうことも議論していただきたいと私も思いますので、事務局さんのほうにも、よろしくお願いいたします。以上です。

【石川副会長】

はい、ありがとうございました。

先ほどもちょっと申し上げましたけども、この先関係部署に情報共有していただき、より住みよいまちづくりができるようお願いしたいと思います。

それでは、本当にありがとうございました。事務局の方へ、マイクを返したいと思いません。ありがとうございました。

第三次安城市都市計画マスタープラン（案）答申

【加藤会長】

それでは、答申をさせていただきます。

安城市長神谷学様

安城市都市計画審議会会長、加藤勝美

第三次安城市都市計画マスタープラン（案）について（答申）

平成29年8月23日付けで諮問のありました「第三次安城市都市計画マスタープラン（案）の作成」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申申し上げます。

なお、本計画の推進にあたっては、都市づくりの目標に基づき、目指す都市像「幸せつながらる健幸都市 安城」実現のため、都市づくりにおける施策の着実な推進を要望します。以上です。

【都市計画課】

最後になりますが、事務局より連絡事項を申し上げます。

【都市計画課長】

それでは今後のスケジュールにつきまして御報告いたします。

市町村が策定しますこの都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針となっております。よって、本方針を定めた場合は、同法同条第3項に基づき、遅滞なく公表することとなっております。ここで、本市におきましては、第三次安城市都市計画マスタープランのうち、ただいま御説明いたしました都市計画に関する基本的な方針が、安城市議会基本条例第8条第2号の規定によりまして、議決事件となっております。

従いまして、第三次安城市都市計画マスタープランの策定につきましては、本日の答申を受け、安城市議会基本条例で議決事件とされます都市計画に関する基本的な方針を、安城市議会へ上程させていただきます。本方針を12月議会に上程いたしまして、約1カ月の周知期間をもって、第三次安城市都市計画マスタープランを公表・運用する予定でございます。

なお、本計画の製本・印刷につきましては、計画が確定いたします12月議会終了後となりますので、皆様への配布は、年が明けてなるべく早い時期にお届けしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

連絡事項につきましては、以上でございます。

【都市計画課】

これもちまして、平成30年度第2回安城市都市計画審議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

以上